

意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	令和7年度事務事業評価（令和6年度実施事業）			
意見の募集期間	令和7年12月5日（金）～令和7年1月5日（月）			
担当グループ	総務部企画調整グループ			
意見提出者数	1者			
意見件数	3件			
提出された意見の概要と市の考え方				
<p>【分類欄について】 A：意見を案に反映したもの B：意見を既に案に盛り込んでいるもの C：意見を今後の参考とするもの D：意見を案に反映しなかったもの・その他の意見等</p>				
No.	事務事業名	意見の概要	市の考え方	分類
1	葬斎場運営管理事業	<p>①旧火葬場の解体について、進捗を記述する必要がある。</p> <p>②市外利用者の動機（例：登別市内で死亡したが住民票が遠方、他市町の施設が満炉で利用不能など）を把握・記載し、なぜ他市からの受け入れが生じているか分析して今後の政策に活かすべきである。</p> <p>③電気使用量が増加している点について、LED化等が進んでいると思うが、更なる省電力化について検討が必要ではないか。</p> <p>④令和4年度にトラブル・クレームが2件あったことについて、火葬路不具合に起因しているトラブル・クレームがあれば、再発防止策の検証・記載が望ましい。</p>	<p>①解体予定となっておりませんが、財政状況を考慮して現時点での解体時期及び跡地利用は未定でございます。なお、本事務事業評価は現施設の維持管理に対する評価でありますので、旧火葬場に関することは記載しておりません。</p> <p>②まず、本市が市外の火葬を受け入れる大きな理由としては、本市の施設でトラブルが生じた際には近隣自治体で火葬を受け入れてもらう、その逆も考えられますので、広域的な相互支援体制の構築にあります。そのうえで、市外利用者の動機を把握する必要性は現時点においては無いものと考えております。</p> <p>③火葬件数の増加に伴い電気使用量が増加しているものと考えられますが、可能な範囲で引き続き省電力化に努めて参ります。</p> <p>④トラブルやクレームがあった場合には、当該内容を精査し事務処理の改善を随時に行っておりますが、それが設備に関係する場合には計画的な修繕を行うなど、引き続き適切に対応してまいります。</p>	D
2	葬斎場中間改修事業	<p>①旧火葬場の解体について、進捗を記述する必要がある。</p> <p>②火葬炉使用が均等になっていない理由について、説明が必要ではないか。現状は2号炉の稼働に比べ1号炉の稼働が多く、使用に偏りが見られることから、2号炉の稼働を増やすことで、火葬炉の負担を等分させるべきではないか。</p>	<p>①解体予定となっておりませんが、財政状況を考慮して現時点での解体時期及び跡地利用は未定でございます。なお、本事務事業評価は現施設の維持管理に対する評価でありますので、旧火葬場に関することは記載しておりません。</p> <p>②火葬炉使用が均等になっていない理由としては、火葬件数や修繕の実施状況などに伴い、より効率的な火葬となるよう運営してきた結果、炉によって使用回数に差が生じております。</p> <p>なお、本事務事業評価は葬斎場中間改修事業に対する評価であり、施設運営の詳細に関することは記載しておりません。</p>	D
3	登別ブランド推進事業補助金	<p>①インターネットでの発信も重要だが、映画やドラマ（テレビやネット配信）で登別が登場することが重要ではないか。旅行や食事を扱うネット動画投稿者やテレビの街ぶら・旅番組に取り上げられることで、市内経済の活性化に繋がると考えられることから、それらを促進する事業も必要ではないか。</p> <p>②観光公害（オーバーツーリズム）への対策を検討すべきであり、他市町では警備費用が増大している点も問題になっている。</p> <p>登別では以下の二点について、具体的な改善方法の記述が必要ではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 登別温泉の足湯に通じる道路が通行止めになっている事 登別温泉の足湯の道中に途中で公式な駐車場が設けられていない事 	<p>①映画やドラマなど、テレビ放送において登別ブランド推奨品等が紹介されることは、登別ブランド事業の推進はもとより、観光の面においても、地域経済の活性化に繋がるものと考えておりますので、マスメディアに取り上げていただければ、日頃からPR等に努めていきたいと考えております。</p> <p>②オーバーツーリズムについては、3章の41ページにございます。</p> <p>登別温泉の足湯に通じる道路の通行止めについては、地獄谷から大湯沼に通じる道道倶多楽湖公園線のことかと推察されますが、当該道路については、道路幅が狭く冬季の通行の安全確保のため、北海道において、12月から4月まで通行止めの処置をとっております。</p> <p>次に駐車場についてですが、大湯沼川天然足湯は、自然に囲まれた森の中に位置していることから、近傍にまとまった規模の駐車場用地を確保することは困難であるため、同足湯から徒歩10分の大湯沼駐車場をご利用いただくこととしております。</p>	D